

公示用

令和6年度施行

設計書

業務名 令和6年度地域産材図工用教材（木工キット）製作業務

札幌市建設局みどりの推進部

業務名 令和6年度地域産材図工用教材（木工キット）製作業務

一金	業務委託費		円
	内訳	業務価格	円
		消費税相当額	円

### 業務説明書

1 業務の説明

地域産木材を用い、小学校の図工の授業で用いる木工用の教材を製作する。

2 業務の期間

契約締結時から令和6年12月2日まで

3 仕様書

「令和6年度地域産材図工用教材（木工キット）製作業務」仕様書

# 予定価格積算調書

業務名 令和6年度地域産材図工用教材（木工キット）製作業務

業務委託費 \_\_\_\_\_ 円  
 業務価格 \_\_\_\_\_ 円  
 消費税相当額 \_\_\_\_\_ 円

No.	項目	規格	数量	金額	
1	木工キット製作	トドマツ(材料支給)	仕様書のとおり	1 式	円
2		カラマツ(材料支給)	仕様書のとおり	1 式	円
3	運送費		1 式	円	
4	諸経費			円	
	業務価格 計			円	
	消費税相当額 (10%)			円	
	業務委託費			円	

# 業 務 仕 様 書

## 1 一般事項

### (1) 適用範囲

ア この仕様書は「令和6年度地域産材図工用教材（木工キット）製作業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

イ この仕様書に定めのない事項については、契約書によるものとする。

ウ 契約書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

### (2) 用語の定義

この仕様書において「指示」「承諾」及び「協議」とは次の定義による。

ア 「指示」とは、委託者が受託者に対して指導助言することをいう。

イ 「承諾」とは、受託者が委託者の承諾を得ることをいう。

ウ 「協議」とは、委託者と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、委託者と受託者が話し合い、疑義等を解決することをいう。

### (3) 受託者の業務

受託者は契約の履行に当たって、次の事項に留意のうえ、本業務を行わなければならない。

ア 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。

イ 本業務の履行に関し知り得た秘密について他に漏らさないこと。

ウ 定められた期間内に本業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。

エ 本業務の実施にあたり契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るよう努めること。

### (4) 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の当該業務の細目については、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

## 2 本業務の履行に関して

### (1) 確認

本業務の実施に当たって委託者は受託者と十分な連絡を取り、相互に確認するものとする。

### (2) 業務完了

ア 受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の完了届を委託者に提出しなければならない。

イ 検査の際、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合、受託者は速やかに訂正、補足、その他必要な措置を講じること。

### (3) その他

ア 本業務に関して生じる問題点については、委託者・受託者の双方が協議してこれを処理する。

イ 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

ウ 契約金額には、必要経費一切を含むものとする。

## 3 業務概要

### (1) 履行期間

契約締結日から令和6年12月2日（月）まで

### (2) 業務の趣旨

地域産木材を用い、小学校の図工の授業で用いる木工用の教材を製作する。

#### 4 木工キットの製作

##### (1) 規格及び数量

樹種 (材料)	乾燥	数量 (枚)		
		ひらいた 10 mm×80 mm×400 mm	ぼう① 10 mm×20 mm×400 mm	ぼう② 20 mm×20 mm×400 mm
トドマツ (材料支給)	天然	1,680	850	850
カラマツ (材料支給)	天然	240	130	130

- ・全て、直方体のものとする。

##### (2) 木材

- ・委託者より丸太の状態では支給する。
- ・丸太は径 20cm、長さ 3.65m 程度の規格を予定する。
- ・支給先は受託者が指定する市内の工場、作業場等とする。ただし、支給品の運搬、積み下ろしが可能な場所とする。または、白旗山都市環境林の駐車場とすることも可能とする。
- ・支給日については、契約日より 14 日以内とする。
- ・やむを得ず、支給された木材が足りなくなった場合は、委託者と協議の上、追加で丸太の支給を受けることができるものとする。
- ・支給材

樹種	立木の伐採時期	数量 (予定)
トドマツ	令和 5 年 10 月	30 本
カラマツ	令和 5 年 12 月	10 本

##### (3) 製作

- ・市内の工場、作業場で製作すること。なお、製材についてはこの限りではない。

##### (4) 品質

- ・表面はプレーナー仕上げ程度の滑らかさとする。多少のささくれは許容する。
- ・製作後、割れ、ねじれ、曲がり等の木の特色による品質の不均一や劣化が生じることは問わない。
- ・腐れやカビ等ある個所は用いないこと。節の箇所も穴があいている場合は用いないこと。

## 5 納入方法

・下記表の番号、樹種、規格ごとに分け、段ボールに入れて納品する。

なお、梱包に用いる段ボールの大きさは全て統一すること。

番号	樹種	数量（枚）		
		ひらいた	ぼう①	ぼう②
西-1	トドマツ	260	130	130
西-2	トドマツ	120	60	60
中央-1	トドマツ	340	170	170
中央-2	トドマツ	260	130	130
中央-3	トドマツ	240	120	120
西-3	トドマツ	190	95	95
西-4	トドマツ	140	70	70
西-5	トドマツ	120	60	60
西-6	カラマツ	220	110	110
みどり	トドマツ	10	15	15
※	カラマツ	20	20	20

※「番号：みどり」については、樹種の違いを明確にした上、複数の樹種、規格のものを一つの段ボールに入れることを可とする。

## 6 納入日時及び納品場所（予定）

### (1) 5の表のうち「番号：西-1、西-2」

令和6年10月4日（金） 西区土木センター（札幌市西区西野 290-10）

### (2) 上記以外

令和6年11月1日（金） 西区土木センター（札幌市西区西野 290-10）

なお、納入日の前日に受託者が指定する市内の工場、作業場にて検査を行う。

ただし、委託者より納入日時の延期および場所の変更の指示があった場合はこの限りではない。

## 7 その他

- ・製作の過程を、写真で記録しデータで提出すること。写真は樹種、製作の工程ごとに撮影する。